

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和4年6月1日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都豊島区长崎5-1-34 氏 名 西武建設株式会社 東京支店 取締役 執行役員 支店長 加藤 智之 電話番号 03-5964-5052	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	西武建設株式会社 東京支店
事業場の所在地	東京都豊島区长崎5-1-34 東長崎西武ビル4階
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06総合工事業
②事業の規模	290億808万円(東京地区)
③従業員数	196人(東京地区)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	排出量	10,967.00 t	54.00 t
	（これまでに実施した取組） ・現場へ搬入する資材の梱包を減らす ・現場へ搬入する資材を工場で加工し、端材が出ないようにする ・工法を検討する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	排出量	10,747.00 t	52.90 t
	（今後実施する予定の取組） ・現場へ搬入する資材の梱包を減らす ・現場へ搬入する資材を工場で加工し、端材が出ないようにする ・工法を検討する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・分別している産業廃棄物の種類は「入力支援用シート」による ・コンクリート塊、アスファルト塊、木くず及び石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、特別管理産業廃棄物は他の産業廃棄物と混入しないように確実に分別・保管を実施する
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・パトロール等にて確認し、必要に応じて分別する種類を追加する ・各現場での分別を確実に実施すると共に、リサイクル率の高い業者へ委託する

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和3年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
排 出 量	263.60 t	51.70 t	2,842.20 t	16.30 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
排 出 量	258.60 t	50.00 t	2,785.00 t	15.90 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和3年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	レンガ破片など	コンクリート片
排 出 量	20.10 t	794.20 t	50,089.10 t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	レンガ破片など	コンクリート片
排 出 量	19.60 t	778.30 t	49,087.30 t	- t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類
排 出 量	- t	2,987.90 t	238.30 t	10.10 t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類
排 出 量	- t	2,928.00 t	233.50 t	9.80 t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	レンガ破片など	コンクリート片
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	レンガ破片など	コンクリート片
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	レンガ破片など	コンクリート片
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	レンガ破片など	コンクリート片
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光灯類
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光灯類
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光灯類
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光灯類
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	全処理委託量	10,967.00 t	54.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	35.00 t
	再生利用業者への 処理委託量	10,967.00 t	54.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
	・収集運搬および処分の許可証を確認し許可品目・有効期限等を確認している ・電子委託契約および電子マニフェストの運用により適正処理を行う		

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
全処理委託量	263.60 t	51.70 t	2,842.20 t	16.30 t
優良認定処理業者 への処理委託量	163.90 t	35.80 t	443.00 t	9.50 t
再生利用業者への 処理委託量	263.60 t	51.70 t	2,842.20 t	16.30 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面)－3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	レンガ破片など	コンクリート片
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	レンガ破片など	コンクリート片
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	レンガ破片など	コンクリート片
全処理委託量	20.10 t	794.20 t	50,089.10 t	－ t
優良認定処理業者 への処理委託量	16.00 t	226.70 t	14,561.50 t	－ t
再生利用業者への 処理委託量	20.10 t	794.20 t	50,089.10 t	－ t
認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光灯類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光灯類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光灯類
全処理委託量	- t	2,987.90 t	238.30 t	10.10 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	511.30 t	70.20 t	1.10 t
再生利用業者への 処理委託量	- t	2,987.90 t	238.30 t	10.10 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	全 処 理 委 託 量	10,747.00 t	52.90 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	34.30 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	10,747.00 t	52.90 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・収集運搬および処分の許可証を確認し許可品目・有効期限等を確認している ・電子委託契約および電子マニフェストの運用により適正処理を行う		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
全 処 理 委 託 量	258.60 t	50.00 t	2,785.00 t	15.90 t
優良認定処理業者 への処理委託量	160.00 t	35.00 t	417.00 t	9.40 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	258.60 t	50.00 t	2,785.00 t	15.90 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	レンガ破片など	コンクリート片
全 処 理 委 託 量	19.60 t	778.30 t	49,087.30 t	－ t
優良認定処理業者 への処理委託量	15.40 t	218.00 t	14,235.00 t	－ t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	19.60 t	778.30 t	49,087.30 t	－ t
認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光灯類
全 処 理 委 託 量	- t	2,928.00 t	233.50 t	9.80 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	497.70 t	67.70 t	8.80 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	2,928.00 t	233.50 t	9.80 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

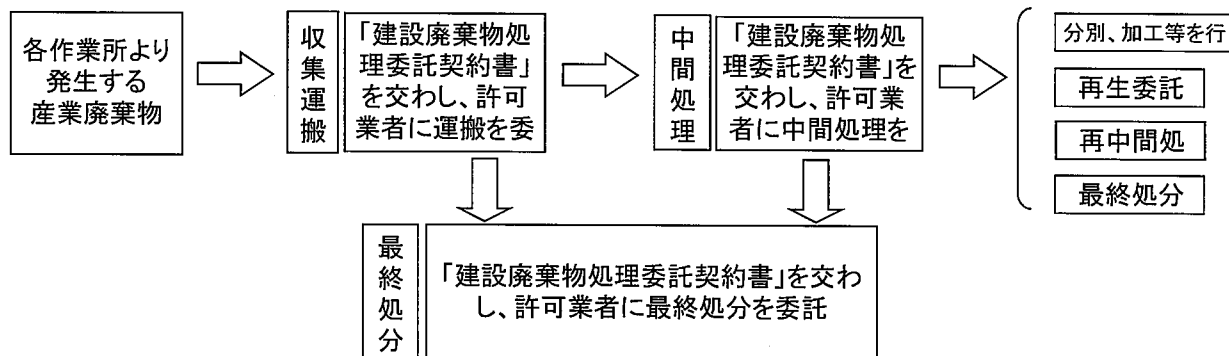
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程

- 1) 産業廃棄物の収集運搬・処分許可業者と契約書を交わして委託し、マニフェストにて管理する。
(可能な場合は、電子マニフェスト・電子委託契約とする。)

契約前に、許可証の有効期限・許可内容、車両一覧表、運搬ルート図、反社会的勢力でないこと等を確認してから契約を行う。



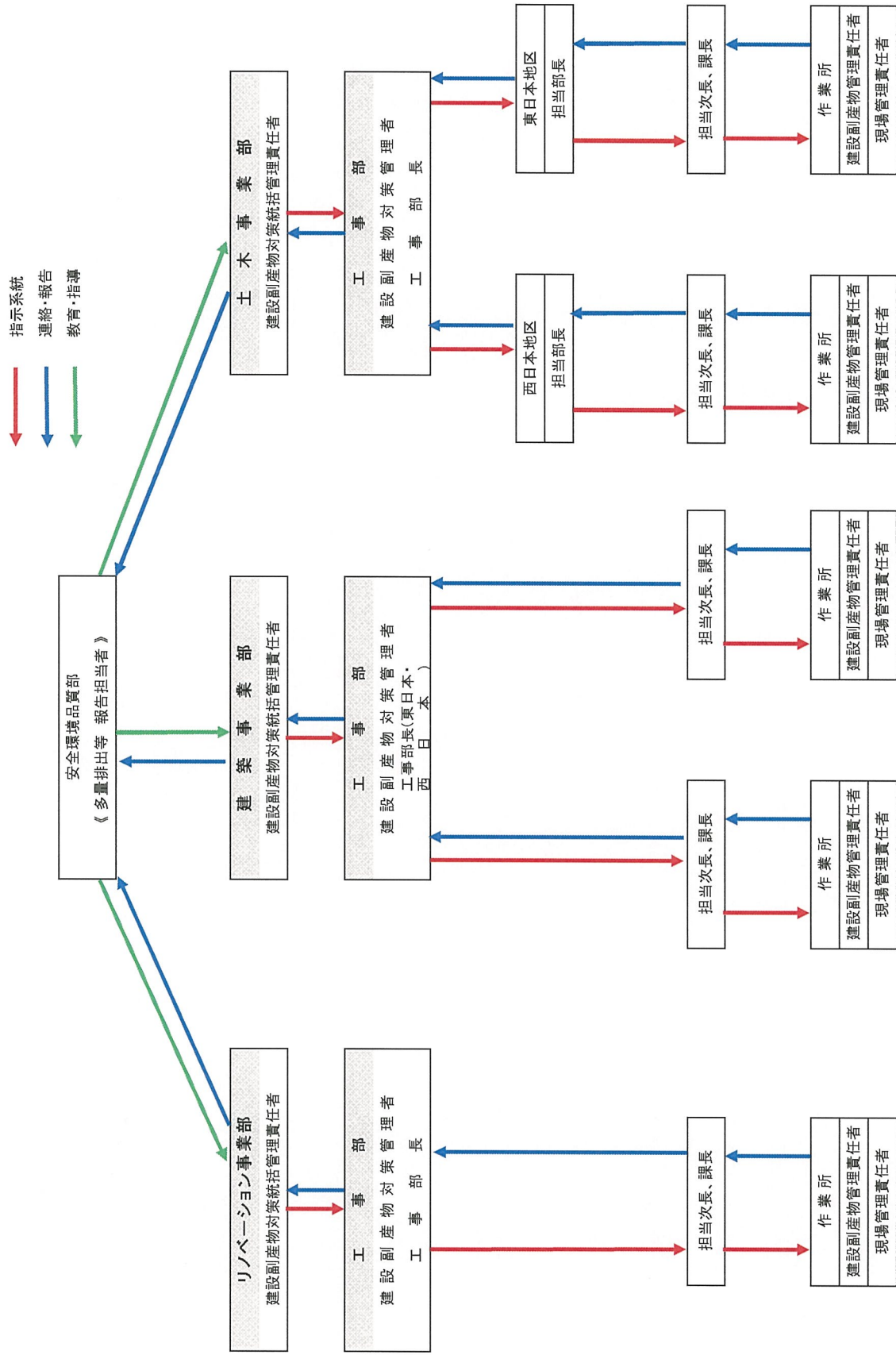
2) 産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・建設汚泥→再生処理業者に委託→リサイクル土材とし売却
- ・廃プラスチック類→塩ビ管、代替え燃料 等
- ・紙くず→再生処理業者に委託→再生紙、代替え燃料 等
- ・木くず→再生処理業者に委託→再生紙、代替え燃料 等
- ・繊維くず→再生処理業者に委託→セメント代替原料、肥料
- ・金属くず→再生処理業者に委託→金属原料
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→再生原料として売却
- ・がれき類→再生処理業者に委託→→再生原料として売却
- ・混合廃棄物→再生処理業者に委託→分別し、各品目ごとにリサイクルを行う
- ・廃油→再生処理業者に委託→→中和し有価売却、最終処分
- ・廃酸→再生処理業者に委託→→中和、中和酸化還元凝集沈殿し有価売却、最終処分
- ・廃アルカリ→再生処理業者に委託→→中和、中和酸化還元凝集沈殿し有価売却、最終処分
- ・水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)→再生処理業者に委託→再生ガラス製品、アルミ材、水銀
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→安定型又は管理型最終処分場に埋立
(石綿含有産業廃棄物含む)
- ・廃プラスチック類→安定型又は管理型最終処分場に埋立
(石綿含有産業廃棄物含む)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→再生原料として売却
(廃石膏ボード含む)
- ・がれき類→安定型又は管理型最終処分場に埋立
(石綿含有産業廃棄物含む)

建設副産物対策管理組織図

別紙2

作成日 2022年4月1日



※やむを得ず、紙マニフェストを使用した場合は、随時（株）イーバーストコムに登録する。「情報の一元化」

